

令和6(2024)年度とちぎ就農支援サイト「tochino(トチノ)」を活用した 情報発信業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「令和6(2024)年度とちぎ就農支援サイト「tochino(トチノ)」を活用した情報発信業務」を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和6(2024)年度とちぎ就農支援サイト「tochino(トチノ)」を活用した情報発信業務

2 業務の目的

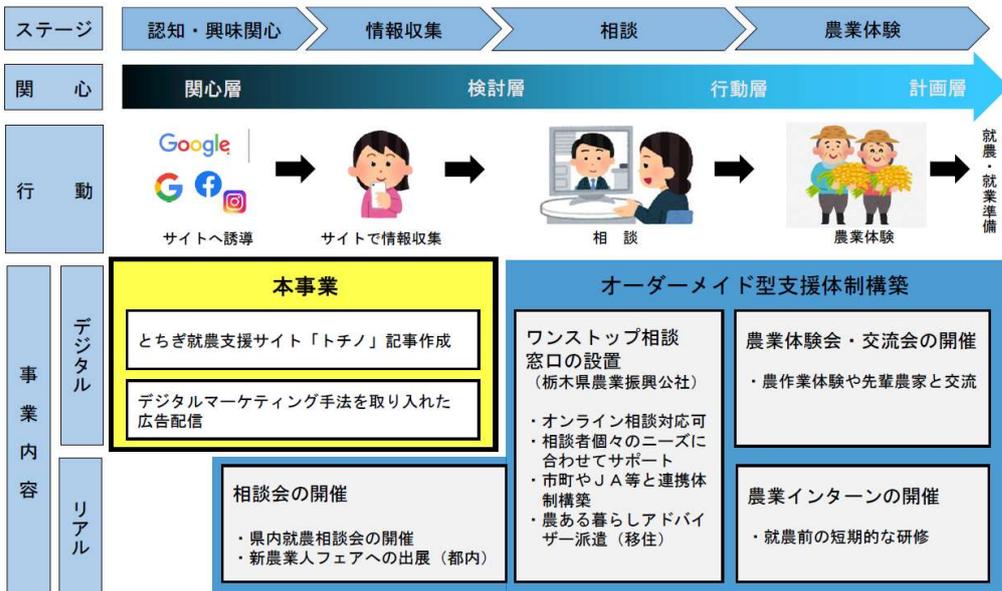
本県における基幹的農業従事者数は、令和2年には約4.3万人と、5年の間に約1万人減少し、さらには65歳以上の割合が約7割を占めるなど、農業従事者の減少と高齢化が一層進んでいる状況にある。また、農業者の経営規模が拡大する中で、農業分野における雇用者数は10年間で6割減少しており、特に、パートやアルバイトなどの臨時雇用者は5年間で1万2千人減少するなど、慢性的な労働力不足が生じている。

人口減少に伴い、社会全体で人材不足は深刻化しており、今後、人材獲得競争はますます激しくなると予想されるが、一方では、コロナ禍をきっかけとして、若者や働く世代を中心に農業・農村への関心が高まっており、多様な人材が、多様な働き方（新規就農（雇用就農含む）、半農半X、パート・アルバイトなど）により農業で活躍することが期待される。

そこで、県では、「農」に関わりたい人や農業で働く意欲のある多様な人材を本県に呼び込むため、とちぎ就農支援サイト「tochinoトチノ」（以下、ウェブサイト）を通じて、就農支援情報等の一元的な情報発信を行うとともに、オンラインでのワンストップ相談窓口設置など、相談者個々のニーズに即したオーダーメイド型支援体制の構築を図っている。

本事業においては、農業に関心がある潜在人材を掘り起こし、ワンストップ相談窓口への相談行為や各種イベントへの参加等、具体的な行動へと結びつけるため、ウェブサイトのコンテンツ制作とデジタルマーケティング手法を取り入れた広告配信を行うものである。

〔参考〕事業イメージ



3 委託期間

契約日から令和7年（2025）年3月27日までとする。

4 委託金額

10,628,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

「記事作成費」及び「広告配信費（サイト誘導）」、「広告配信費（イベント集客）」、「分析レポート費」を別立てで計上し、積算すること。

5 委託内容

（1）ウェブサイトの記事作成

- ・ ウェブサイト掲載用の記事は、以下の記事内容について取材等を行い、24本以上（月2本程度）作成すること。なお、記事テーマや取材先の選定は、甲と協議の上、決定すること。

【記事内容】

① 先輩農業者等へのインタビュー記事

先輩農業者等へ取材を行い、就農類型別（自営就農、雇用就農、半農半Xなど）の事例紹介や就農希望者へのアドバイス等のインタビュー記事を作成する。

② 就農に役立つコラム記事（リライトを含む）

県担当者（関係機関・団体含む）へのヒアリングや関連資料により、本県の新規就農施策の紹介や就農支援情報（品目別経営モデル、就農準備、経営管理など）のコラム記事を作成する。

③ 市町特集記事（8本程度）

市町ごとに地域概要や研修制度（研修先農家のコメント含む）、農地情報、空き家情報等をまとめた記事を作成する。

- ・ 記事の作成に当たっては、農業に関する知識を有しているライターを起用し、写真撮影等を適宜行うこと。
- ・ 記事内容は、グラフや図を配置するなど、ビジュアルを分かりやすく工夫し、農業の知識がない方にも読みやすい記事とすること。
- ・ 記事タイトルは、記事内容を端的に表現し、閲覧者の興味を引くよう工夫すること。また、就農希望者の検索動向を分析し、適切なターゲットワードを選定の上、ウェブサイトのSEOを意識すること。
- ・ 記事の掲載については、アイキャッチ画像や記事概要を作成するとともに、ウェブサイトのタグ別（#情報収集、#体験、#研修、#就農準備、#経営、#市町情報 など）に分類し、CMS登録を行うこと。
- ・ 記事公開の際は、Facebook及びInstagramの公式アカウントへ記事を投稿すること。
- ・ 記事作成・掲載は、契約期間中に偏りが生じないように計画的に行うこと。

(2) サイトへの誘導（広告配信）

ア 基本事項

- ・ 農業に関心がある潜在人材を栃木県に呼び込むために効果的な広告を配信し、ウェブサイトへ誘導し、会員登録及び相談予約へつなげることを目的とすること。
- ・ 広告媒体は、検索連動広告（Google検索ネットワーク（GSN）、Yahoo!検索広告（YSA）、Microsoft検索広告）やディスプレイ広告（Googleディスプレイネットワーク（GDN）、Yahoo!広告ディスプレイ広告（YDA）、Meta広告）などとし、リマーケティングや類似配信を検討すること。広告媒体を提案する場合は、当該広告配信がランディングページへの誘導に効果的である根拠を明確に示すこと。
- ・ 広告実施の際は、目的が達成されるような最適化ポイントを設定すること。
- ・ 広告からのランディング先については、原則としてトップページ（<https://tochi-no.jp/>）とする。クリエイティブや広告文の内容によってランディング先を下層ページとする場合は、その旨提案すること。
- ・ クリエイティブの作成に係る写真素材等を使用する場合の準備に関して、その一切の調整及び許認可等の諸手続は、乙が行うこと。なお、当該年度及び過年度に実施した本県事業関連の写真等については、協議の上、甲が提供する。

イ ターゲット

- ・ 農業に関心がある、20～40代の県内及び東京圏（東京都、埼玉県、神奈川県をいう。）在住者とし、性別は問わない。
- ・ ディスプレイ広告のクリエイティブについては、以下の項目を参考にターゲットを細分化した上で、それぞれのクラスターごとに作成すること。

農業への関心度合い	： 関心層、検討層
希望する就農類型	： 自営就農（Uターン就農）、新規参入、雇用就農、半農半X
栃木県との関わり	： 地縁（出身者、居住経験者など）の有無

ウ 広告配信実施時期

令和6年5月から令和7年3月までとする。ただし、相談件数が多い「7月～翌2月まで」の広告配信を重点化すること。

エ 目標KPIの設定

- ・ コンバージョン指標及び目標値は「広告を経由した会員登録数：100件」及び「広告を経由した相談予約数：30件」とする。

（参考）令和5年5月～令和6年1月の実績

広告を経由したセッション数	： 62,718
広告を経由した会員登録数	： 79件
広告を経由した相談予約数	： 29件
- ・ コンバージョン指標の目標値を達成した場合も、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。
- ・ 広告効果の最大化を図るため、ウェブサイトの導線設計等の改善について、甲の求めに応じて必要な助言を行うこと。

(3) イベント集客（広告配信）

ア 基本事項

- ・ 県が実施する就農相談会や交流会等への集客を目的として、クリエイティブの作成及び広告配信を行うこと。
- ・ 広告媒体は、ディスプレイ広告や農業系メディア広告等を検討すること。
- ・ 広告配信の対象とするイベントは、「農ある暮らし交流会（東京開催・栃木県開催）」2回、「とちぎDE農ある暮らし出張相談会」1回、「トチノフェア（就農相談会）」1回、「オンライン就農セミナー1回」の計5回を予定している。なお、本イベントは別事業で実施する。
- ・ 広告配信の結果がわかるように、必要に応じてGoogle Analyticsの設定も行うこと。

イ ターゲット

- ・ 農業に関心がある、20～40代の県内及び東京圏（東京都、埼玉県、神奈川県をいう。）在住者とし、性別は問わない。ただし、「農ある暮らし交流会」と「とちぎDE農ある暮らし出張相談会」は東京圏在住者のみとする。

ウ 広告配信時期

- ・ イベント開催の1～2ヶ月前とする。

(4) 効果測定及び分析

- ・ 広告媒体とGoogle Analyticsから、ウェブサイト閲覧回数、広告の表示回数、クリック率、CV数（会員登録数及び相談予約数）、CVR、CPAなどを媒体別・クリエイティブ別に計測し、閲覧者の属性（年齢、地域、特性等）等についてサイト誘導状況等を分析しながら、定期的かつ甲の求めに応じて報告するとともに、ターゲティングの変更、絞り込み等の改善策を甲と協議の上、実施すること。
- ・ 広告の実施状況を確認するための閲覧やウェブサイトのGoogle Analyticsによる状況確認等で得られる事業の成果指標全般について、甲が基本的な分析手法を理解するため、仕組み、操作、見解等についての説明を実施すること。
- ・ 広告配信開始2週間、それ以降は1ヶ月に1回以上のミーティングを実施し、広告結果の報告と運用の見直し等についての提案を行うこと。広告の運用状況及びそれに基づく分析結果、運用の見直し方法及び結果等について、広告の配信開始後、毎月レポートを提出すること。
- ・ 広告配信完了後に、事業の結果分析及び今後の展開について改善提案を盛り込んだ「分析結果報告書」を速やかに提出すること。

6 実施計画書及び報告書の提出

- (1) 乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について、甲と協議の上、「実施計画書」（任意様式）を作成して甲に提出すること。
- (2) 乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」（任意様式）として取りまとめ、甲に当該報告書の電子ファイルを提出し、甲の検査を受けること。
- (3) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

7 権利の帰属

委託業務の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする。

8 成果物等

(1) 提出物（電子データ）

ア 実績報告書（A4判）

イ 記事コンテンツデータ

ウ 広告配信用に制作したクリエイティブ

(2) 提出場所

栃木県農政部経営技術課担い手育成担当

(3) 提出期限

令和7(2025)年3月27日

9 委託料の支払

全業務完了後の精算払とする。

10 留意事項

(1) 事業の成果は、甲に帰属する。

(2) 広告実施にあたっては、別紙1「デジタルプロモーション等実施時における留意事項」に記載の業務を実施すること。

(3) 各業務上で撮影が必要な場合は、事前に施設等の管理者等に撮影及び撮影した画像・動画配信の許可を得ること。

(4) 乙がウェブサイト記事等を作成するために、取材等により撮影したクリエイティブは、両者協議により、甲に提供が可能であるクリエイティブ（著作権、肖像権等を侵害しないもの）は、撮影終了後に甲に提供し、契約期間終了後も必要に応じて改変等するなどして、甲が使用できるものとする。

(5) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を利用するときは、乙が法律上の権利問題を解消した上で使用すること。

(6) 本仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。